

三重県市町村合併支援本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における自主的な市町村合併を県の各部局・関係機関が一体となって支援するため、三重県市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(取組事項)

第2条 支援本部の取組事項は、次のとおりとする。

- (1) 市町村合併の気運醸成に関する企画及び方針の決定
- (2) 市町村合併に対する支援の企画及び方針の決定
- (3) 市町村建設計画に掲げる県事業の総合調整
- (4) 三重県市町村合併支援地方本部の設置に関する方針の決定
- (5) その他市町村合併の推進に必要な事項

(組織等)

第3条 支援本部は本部長、副本部長及び本部員で構成するものとし、本部長は知事を、副本部長は副知事を、本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、支援本部の事務を総括し、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 3 本部長は、支援本部の取組事項にかかる企画、協議及び調整並びに支援本部が決定した方針の実施に関し必要な事項を処理させるため、支援本部内に幹事会を設置し、これを指揮監督する。
- 4 本部長は、必要に応じ本部員を追加することができる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係職員及び有識者等の出席)

第4条 本部長が必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 幹事会は幹事長及び幹事で構成するものとし、幹事長は地域振興部市町村行政分野総括室長を、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事長は、幹事会の事務を総括し、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 3 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 特定の事項を調査検討させるため、必要に応じ幹事会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置・運営等については、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 支援本部及び幹事会の庶務は、地域振興部市町村合併室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関して必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表 1

別表 2

本部員
出納長
総合企画局長
総合企画局理事
総務局長
防災危機管理局长
生活部長
健康福祉部長
環境森林部長
農水商工部長
地域振興部長
県土整備部長
県土整備部理事
企業庁長
病院事業庁長
教育長
警察本部長
東京事務所長
北勢県民局长
津地方県民局长
南勢志摩県民局长
松阪地方県民局长
伊賀県民局长
紀北県民局长
紀南県民局长

幹事
総合企画局企画総務室長
総務局総務室長
防災危機管理局危機管理総務室長
生活部生活総務室長
健康福祉部健康福祉総務室長
環境森林部環境森林総務室長
農水商工部企画室長
地域振興部地域振興総務室長
県土整備部県土整備総務室長
企業庁企業総務室長
病院事業庁県立病院経営室長
教育委員会事務局市町村合併教育推進監
警察本部警務部首席参事官警務課長
東京事務所調整監
北勢県民局企画調整部行財政特命監
津地方県民局企画調整部地域計画・防災室長
松阪地方県民局企画調整部地域計画・防災室長
南勢志摩県民局企画調整部地域計画・防災室長
伊賀県民局企画調整部地域計画・防災室長
紀北県民局企画調整部企画調整・防災室長
紀南県民局企画調整部企画調整・防災室長